

| 項 目   | 具体的な措置、方策等   | 担当府省 | 実施時期          |
|---|--|------|---------------|
| 第3<br>2 統計リソースの確保及び有効活用<br>(3) 統計職員等の人材の育成・確保<br>ア 中核的職員の方針的な育成・確保の推進 | ○ 今後導入される予定の人事評価制度において、統計部局に所属する統計関連職員の専門性を高める観点から、当該職員の方針として統計の専門性の向上に関連する事項を設定するよう努める。 | 各府省  | 平成22年度から実施する。 |
|   | ○ 各府省及び地方公共団体のニーズを踏まえつつ、一次統計作成上の実務能力の向上を図るための研修や二次的利用における実務能力向上に直結する研修等を充実する。            | 総務省  | 平成22年度から実施する。 |
|   | ○ 各府省の取組を推進・支援する観点から、その取組状況を把握し、府省間での情報共有を図る。  | 総務省  | 平成22年度から実施する。 |

| 昨年度の統計委員会の評価 | 平成24年度中の検討状況又は進捗状況  | 実施済・実施予定等の別 | 平成25年度中の見込み、課題等 |
|--------------|---|-------------|-----------------|
|              | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 統計関連職員については、統計調査業務の実施計画及び当該職員の職務に応じて、迅速かつ正確なデータ作成・分析、専門研修の受講による統計専門能力の向上等を人事評価における業績目標として設定するよう努めている。【人事院】</li> <li>○ 統計関連職員の専門性向上については、統計業務における専門知識・技術の習得・情報収集等の状況や業務目標に基づき評価を実施した。また、内閣府人材育成・活用方針(平成23年12月26日内閣府事務次官決定)において、人材育成を管理職の人事評価上の目標管理項目の必須事項とし、統計の専門家を目指す若手職員の育成に向けた体系的な取組を行っている。【内閣府】</li> <li>○ 統計関連職員にあつては、従前から、迅速かつ正確な統計作成や、作成した統計の適切な分析等を業績目標として掲げており、今後も引き続き目標として設定するよう努めていく。【警察庁】</li> <li>○ 統計に関するスキル向上など、人事評価の業績目標に自己啓発項目を設けるよう職員に指導。統計に関するシンポジウムや研修の受講機会の拡大に貢献。</li> <li>○ 職員に対し、統計担当職員としての専門性を向上させるために必要であると考えている自己啓発テーマ等について、人事評価における実績評価の目標として積極的に掲げるよう働きかけたところ。</li> <li>○ 人事評価において、「統計の専門性の向上に関連する事項」を可能な限り目標に設定し、評価を実施している。さらに、平成25年度以降については、年度当初に受講希望の研修を人事評価の目標として記載するよう、平成24年度末に各職員へ指示。【以上総務省】</li> <li>○ 統計部局に所属する主な統計関連職員については、人事評価の目標に関連項目を設定。【文部科学省】</li> <li>○ 業績評価の目標として、統計の専門性の向上に関連する事項を設定することに努めている。【厚生労働省】</li> <li>○ 統計研修計画の設計や人事を担当する部署の業績評価の目標として、統計職員の専門性の向上を図る事項を設定している。【農林水産省】</li> <li>○ 人事評価において引き続き、目標設定に当たって、各部局目標に加え、各課室目標・個人目標を設定することとしている。統計部局としては、統計調査の着実な実施、新たな統計整備への取組等に関する事項を目標として設定しているところ。【経済産業省】</li> <li>○ 統計主管部局である情報政策本部の統計関連職員が、人事評価制度の目標設定時において、課題を踏まえた目標設定をするなど、統計の専門性の向上に努めている。【国土交通省】</li> <li>○ 統計に関係する部局等に対して、本件基本計画の記述について周知を行う。【環境省】</li> </ul> | 継続実施        | —               |
|              | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 統計研修所は、各府省や地方公共団体に対して研修内容に関するアンケートを実施し、ニーズに応じた研修内容を検討して研修の充実に努めている。<br/>一次統計作成上の実務能力向上に資するため、調査設計に重点を置いた研修を実施するとともに、二次的利用における実務能力向上に資するため、「統計解析ソフトRで学ぶマイクロデータ利用入門」を平成22年度に新設し、平成24年度においても継続して実施した。</li> </ul>  | 継続実施        | —               |
|              | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各府省における統計職員等の人材の確保・育成の取組を推進・支援する観点から、統計リソースWGの場を活用し、上記第3-2-(1)-ウ「各府省の取組への支援」の各府省における予算・定員面の取組状況に関する情報共有・意見交換の実施と併せ、各府省における統計職員等の人材の確保・育成に係る取組状況についても情報共有等を行っているところ。</li> </ul>   | 継続実施        | —               |

| 項 目   | 具体的な措置、方策等  | 担当府省 | 実施時期          |
|---|---|------|---------------|
| 第3<br>2 統計リソースの確保及び有効活用<br>(3) 統計職員等の人材の育成・確保<br>イ 国際社会において貢献できる人材の育成・確保の推進 | ○ 国際統計分野で活躍できる職員の養成のため、海外の政府統計機関への派遣等を通じた国際対応能力の向上方策を推進する。              | 各府省  | 平成21年度から実施する。 |
|   | ○ 統計基準の設定・改定等の国際的な課題について、各府省による情報共有、対応策の研究・検討を行う場を設け、戦略的な国際対応力の向上を支援する。 | 総務省  | 平成21年度から実施する。 |

| 昨年度の統計委員会の評価 | 平成24年度中の検討状況又は進捗状況  | 実施済・実施予定等の別 | 平成25年度中の見込み、課題等 |
|--------------|---|-------------|-----------------|
|              | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 内閣府経済社会総合研究所において、職員の英語能力の向上を目的とした研修を実施した。【内閣府】</li> <li>○ 国際機関や開発途上国等からの協力要請に基づいて、専門家派遣や本邦研修受入れ等を行っており、今後も引き続き対応。</li> <li>○ カンボジア政府の統計能力を向上させるため、カンボジア統計局に対し支援を実施。</li> <li>○ 国際統計研修への積極的な派遣について検討。国際会議への参加要員養成等を目的とした英語研修を実施し、職員10名が受講。また、語学研修の実施内容につき、平成24年度に分析を行い、平成25年度から実施コース及び対象者を拡充する方向で検討。</li> <li>○ 国際会議に12度、職員延べ18名が出席。</li> <li>○ 人事院の短期在外研究員としてイギリス国家統計局へ1名派遣。</li> <li>○ 外国の統計局等の関係機関に職員延べ4名が訪問し、情報収集等を実施。</li> <li>○ SIAPの研修プログラムに、職員13名を講師として派遣。【以上総務省】</li> <li>○ OECD等の国際統計関係会議に3回、職員延べ5名が出席。【文部科学省】</li> <li>○ スキルアップを前提に考え、積極的な国際担当係への配置、業務内容に合わせた在任年数、また、研修の活用により、人材育成を図っている。【厚生労働省】</li> <li>○ 職員の経験等に応じ、業務を通じた能力の向上方策を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 延べ20名の職員が海外で行われた国際会議の出張、海外調査実施に取り組んだ。</li> <li>② JICA及び国連アジア太平洋統計研修所(SIAP)等の農林水産統計に係る本邦研修に講師として職員28名を派遣した。【農林水産省】</li> </ul> </li> <li>○ 国際統計分野で活躍できる職員の人材育成については、JICA事業で実施されたベトナムIIP基準改定支援の本邦研修への講師として若手職員を派遣した。</li> <li>○ JICA事業によるベトナム統計局に対するIIP基準改定支援や日中国際IOプロジェクト、国連統計委員会に若手職員を参加させる等により、統計の知見や英語力の更なる向上を図り、国際的なバランス感覚と統計の専門性を合わせ持つ人材の育成・確保に努めているところ。【以上経済産業省】</li> </ul> | 継続実施        | —               |
|              | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「国際統計に関する関係府省等連絡会議」(平成21年6月24日各府省統計主管部長等会議申合せ)を設置し、国際的な課題について情報共有、対応等の研究・検討を行っているほか、主要な国際会合における審議に対し参加国として協力を行っている。</li> </ul>   | 継続実施        | —               |

| 項目   | 具体的な措置、方策等  | 担当府省       | 実施時期          |
|--|---|------------|---------------|
| 第3<br>2 統計リソースの確保及び有効活用<br>(3) 統計職員等の人材の育成・確保<br>ウ 人材の育成・確保に向けた研究の実施 | ○ 専門性の高い人材の育成・確保に資するため、統計職員の有すべき専門能力の目標設定、目標とされる能力の獲得支援のための方策などについて、諸外国の事例等を参考にしつつ研究を実施する。  | 総務省、各府省    | 平成22年度から実施する。 |
| 3 経済・社会の環境変化への対応<br>(1) 統計ニーズの継続的な把握・活用                              | ○ 各府省の政策部門、関係学会、経済界等の統計利用者との意見交換を随時実施し、府省横断的な統計作成基盤の整備、新たな統計の整備等を中心とした統計利用者のニーズへの対応について絞り込んだ検討を行った上、その結果を関係府省における統計の整備及び提供、基本計画の見直し、諮問事項の審議等に活用する。<br><br>○ インターネット上の「政府統計の総合窓口」(e-Stat)の活用などにより、幅広く統計の整備・改善や二次的利用等に係るニーズを把握するとともに、把握した要望及びe-Statの利活用状況等を各府省と共有することにより、各府省における統計の整備及び提供を支援する。 | 内閣府(統計委員会) | 平成21年度から実施する。 |
| (2) 統計の評価を通じた見直し・効率化   | ○ IMFデータ品質評価フレームワーク等を基に、「統計の品質表示のための共通様式」を含めた統計の品質に関する自己評価のためのガイドラインを策定する。この際、作成過程の一層の透明化や、公表期日前の統計情報を共有する範囲・手続等について規定する。   | 総務省        | 平成21年度に実施する。  |

| 昨年度の統計委員会の評価 | 平成24年度中の検討状況又は進捗状況  | 実施済・実施予定等の別 | 平成25年度中の見込み、課題等 |
|--------------|---|-------------|-----------------|
|              | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各府省における統計職員等の人材の確保・育成の取組の参考に資する観点から、必要に応じ、統計リソースWGの場を通じ、各府省において参考としたい諸外国の具体的な対応事例の有無等について把握した上、可能な範囲で諸外国の事例収集を行い、各府省と情報共有を図ることとしているところ。<br/>平成24年度については、統計リソースWGの場において、諸外国の事例収集に関する各府省からの具体的なニーズは把握できなかったことから、具体的な研究の実施には至っていない。</li> <li>○ 統計研修所は、統計に関する専門の研修機関として、統計の作成、分析、利用等に必要の理論や手法についての研修を実施しており、平成23年度に引き続き、平成24年度においても、統計局及び統計センター職員に対して、標本理論等の専門的知識の向上を目的に「統計専門研修」を統計局と共同で実施した。【以上総務省】</li> <li>○ 「統計リソースの確保及び有効活用に関するワーキンググループ」において経済産業省から情報提供された「欧州主要国の産業統計事情に関する調査研究」の内容を検討し、研修等に反映させた。【厚生労働省】</li> <li>○ 諸外国の農林水産統計組織、調査の実施体制等について職員を出張させ把握した。【農林水産省】</li> <li>○ 国際協力案件や国際会議の出席者による報告会を通じて、関係職員に対して情報共有を行うなど統計職員の実力の向上を図った。【経済産業省】</li> <li>○ 関係部局が収集した統計に関する諸外国の事例等について、必要に応じて、省内の関係職員において情報を共有し、統計職員の実力向上を図っている。【環境省】</li> </ul> | 継続実施        | —               |
|              | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 統計利用者のニーズを把握し、将来的な統計の整備等に活用するために、「統計委員会委員と統計利用者との意見交換会」を平成25年3月に実施。公的統計における統計データの二次利用の促進について、統計利用者から意見を聴取し、統計委員会委員及びオブザーバーの各府省と意見交換を行った。</li> </ul>  | 継続実施        | —               |
|              | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「政府統計の総合窓口」(e-Stat)を活用し「統計ニーズに係るアンケート」を平成21年10月から開始し、平成24年度においても引き続き統計の整備・改善や二次的利用等に係るニーズの把握を行った。また、各府省に情報提供を行い、統計の整備及び提供を支援した。さらに、意見等に基づく各府省の対応状況についても把握を行い、公表を行った。</li> </ul>  | 継続実施        | —               |
| 実施済は妥当。      |   |             |                 |

| 項 目  | 具体的な措置、方策等   | 担当府省 | 実施時期          |
|--|--|------|---------------|
| 第3<br>3 経済・社会の<br>環境変化への対応<br>(2) 統計の評価<br>を通じた見直し・<br>効率化 | ○ 所管する統計について、上記のガイドラインに基づく自己評価を計画的に実施し、見直し・効率化を図る。   | 各府省  | 平成22年度から実施する。 |
|  | ○ 各府省の自己評価結果を統計調査の承認審査等に活用し、各府省の負担軽減を図る。   | 総務省  | 平成22年度から実施する。 |
| (3) 統計に対する<br>国民の理解の促進<br>ア 国民・企業へ<br>の広報・啓発活<br>動の充実      | ○ 各府省の協力を得て、ホームページ等から、統計調査結果の有用性や調査に協力しない場合に生じる不都合などの情報とともに、より分かりやすく、使いやすい形態の調査結果を提供するための具体的方策を策定する。 | 総務省  | 平成21年度に実施する。  |

| 昨年度の統計委員会の評価 | 平成24年度中の検討状況又は進捗状況   | 実施済・実施予定等の別 | 平成25年度中の見込み、課題等 |
|--------------|--|-------------|-----------------|
|              | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「公的統計の品質保証に関するガイドライン」に基づき、実施計画を策定し、自己評価を実施。【総務省】</li> <li>○ 「公的統計の品質保証に関するガイドライン」に基づき、所管する統計について、実施計画を策定。【財務省】</li> <li>○ 「公的統計の品質保証に関するガイドライン」に基づき、以下の取組を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成23年度に引き続き所管する統計について品質表示を実施した。</li> <li>・ 所管する基幹統計の一部について品質評価を実施した。また、実施の際に生じた課題等を整理した。【厚生労働省】</li> </ul> </li> <li>○ 品質表示の取組を、一般統計調査にも拡大し、順次HPの更新を行った。</li> <li>○ 品質評価については、25年度に一般統計調査に関して評価を行うための計画を策定。【以上農林水産省】</li> <li>○ ガイドラインにおける評価手法に定量的観点を取り入れた、当省独自の手法による品質評価を省内統計実施課室に依頼するとともに、実施計画の策定及びHPへの掲載についても依頼を行った。【経済産業省】</li> <li>○ 「公的統計の品質保証に関するガイドライン」に基づき、所管の統計に係る品質保証に関する実施計画を策定した。【国土交通省】</li> </ul> | 継続実施        | —               |
|              | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各府省における品質評価を含む品質保証の取組状況の情報共有を図るために、平成24年11月に品質保証WGを開催し、情報共有とともに、各府省の取組を積極的に推進。一部の府省においては、自己評価が実施されているものの、その取組による自己評価結果が出されていないこともあり、各府省の統計調査の承認審査等に活用するには至っていない。</li> </ul>   | 継続実施        | —               |
| 実施済は妥当。      | /  |             |                 |

| 項 目   | 具体的な措置、方策等   | 担当府省    | 実施時期          |
|---|--|---------|---------------|
| 第3<br>3 経済・社会の<br>環境変化への対応<br>(3) 統計に対する<br>国民の理解の促進<br>ア 国民・企業へ<br>の広報・啓発活<br>動の充実 | ○ 上記の具体的方策に基づいて、ホームページの掲載内容等の改善を図る。  | 各府省     | 平成21年度に実施する。  |
|   | ○ 報告者に統計の有用性を理解してもらうための効果的な周知に努めるとともに、統計調査の円滑な実施を図るため、各府省が一体となってマンション・ビル管理の業界団体等に対する協力を要請する。 | 総務省、各府省 | 平成21年度から実施する。 |
| イ 非協力者への対処方針  | ○ 各府省や地方公共団体等の協力を得て、統計調査への非協力者に対する具体的な対処方策について検討する。  | 総務省     | 平成21年度に結論を得る。 |

| 昨年度の統計委員会の評価       | 平成24年度中の検討状況又は進捗状況   | 実施済・実施予定等の別 | 平成25年度中の見込み、課題等 |
|--------------------|--|-------------|-----------------|
|                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 人事院ホームページには、人事院勧告当日、参考資料として「民間給与関係」の調査結果を、併せて、その説明として「職種別民間給与実態調査結果の概要」を掲載している。また、職種別民間給与実態調査等の結果を「民間給与の実態」等として取りまとめ、その内容をExcel形式で掲載し、利用者にとって分かりやすく、利用しやすい形で提供している。</li> <li>○ 調査協力の礼状の中に、人事院ホームページで結果の概要を掲載することを記載している。【以上人事院】</li> <li>○ 統計局等ホームページを通じた統計の広報に関する今後の取組を示した統計局の広報に関する行動計画を作成。</li> <li>○ 国民・企業への広報・啓発活動の一環として、「親しみやすい」などの3つの観点からホームページをリニューアルし、平成25年3月から運用中。【以上総務省】</li> <li>○ 最適化計画に基づき共通メニュー化等への対応を実施しているところ、適時掲載内容等の改善を実施。【法務省】</li> <li>○ 統計情報のページについて、利用者の利便性の向上の観点から、以下の取組を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「統計調査に対する国民の理解増進のための行動指針」等に基づき、利活用事例等の掲載を順次行っている。</li> <li>・ ウェブアクセシビリティに対応したページにリニューアルするとともに、トップページに統計調査実施のお知らせコーナーを作成した。【厚生労働省】</li> </ul> </li> <li>○ 平成22年度にホームページの利用者の利用状況やニーズを把握する統計情報の要望欄を設ける等、所要の改善を図った。【農林水産省】</li> <li>○ 調査結果をより分かりやすく、使いやすい形態で提供すると観点から、東日本大震災関連の統計情報について、引き続き当該情報を集約した専用ページから発信している。</li> <li>○ 経済産業省の統計を紹介したリーフレットについて、パソコンやスマートフォン等に対応した電子パンフレットを作成し、ホームページに掲載した。【以上経済産業省】</li> <li>○ 最適化計画の別紙5「統計に係るホームページの共通メニュー及び共通掲載項目」に準拠して掲載を行っている。【国土交通省】</li> </ul> | 継続実施        | —               |
|                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成24年就業構造基本調査を円滑に実施するために、国土交通省を通じて、マンション管理団体等への協力依頼を実施した。</li> <li>○ 平成21年度に策定した「統計調査に対する国民の理解増進のための行動指針」において、統計調査の円滑な実施を推進するための方策として、①調査対象者に対する統計調査の実施に関する事前広報の強化、②業界団体等に対する統計調査の円滑な実施のための協力要請等に関する具体的な方策を示し、各府省は、本行動指針に沿って、所要の取組を積極的に実施することとしたところ。平成25年3月「統計に対する国民の理解増進に関するワーキンググループ」において、平成24年度までの各府省における取組状況・推進状況について、平成25年4月末まででフォローアップを各府省に依頼。【以上総務省】</li> </ul>  | 継続実施        | —               |
| 実施予定のものを除いて実施済は妥当。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「統計に対する国民の理解増進に関するワーキンググループ」において、統計調査への非協力者に対する具体的方策として、「統計調査に対する国民の理解増進のための行動指針(平成22年3月30日各府省統計主管部局長等会議申合せ)」を策定。<br/>上記行動指針を実現するため、各府省の意見を踏まえ、平成25年3月に「統計調査の円滑な実施を阻害する行為への対処に係る考え方」を総務省政策統括官(統計基準担当)決定として取りまとめた。</li> </ul>  | 実施済         | —               |

| 項 目  | 具体的な措置、方策等   | 担当府省 | 実施時期          |
|--|--|------|---------------|
| 第3<br>3 経済・社会の<br>環境変化への対応<br>(3) 統計に対する<br>国民の理解の促進<br>イ 非協力者への<br>対処方針 | ○ 上記の具体的な対処方策に基づいて、所管の統計調査における非協力者に対処する。   | 各府省  | 平成22年度から実施する。 |
| ウ 統計リテラシーや統計倫理を重視した統計教育の拡充   | ○ 教員への研修について、以下の事項を実施する。<br>・ 統計研修所で実施する研修に、教員を積極的に受け入れる。<br>・ 現在実施している教員への研修における受入人数の拡大や研修内容の充実を図る。 | 総務省  | 平成23年度から実施する。 |

| 昨年度の統計委員会の評価 | 平成24年度中の検討状況又は進捗状況   | 実施済・実施予定等の別 | 平成25年度中の見込み、課題等 |
|--------------|--|-------------|-----------------|
|              | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 職種別民間給与実態調査の重要性が理解されるよう人事院ホームページで周知している。調査に非協力な者に対しては、調査の趣旨、重要性を丁寧に説明することで、調査への協力が得られるよう対処している。【人事院】</li> <li>○ 調査実施に当たって、調査目的、対象、調査事項等について詳しく説明するほか、公表物においても調査結果を理解しやすいように工夫するなどにより協力度を上げる努力をしている。【内閣府】</li> <li>○ 「統計調査に対する国民の理解増進のための行動指針」に基づき、以下の取組(主なもの)を実施。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 統計調査の重要性及び必要性を国民に理解してもらうことを目的として、統計調査の利活用実例や最近の統計調査結果を用いた広報冊子を作成し、各種図書館での閲覧や各種イベント会場で配布する等、統計調査に対する理解増進に努めた。</li> <li>・ 平成24年就業構造基本調査を円滑かつ正確に実施するため、関係省庁と連携を図り、調査実施上の対応が必要となるマンション管理団体を始めとし、企業、経済団体、業界団体等に対し協力依頼を行った。</li> <li>・ 平成24年度経常調査を円滑かつ正確に実施するために、地方自治体と相互協力し、ポスター掲出及びリーフレット、新聞やラジオCM等による広報を行い、広く国民一般に対する理解増進に努めた。【総務省】</li> </ul> </li> <li>○ 法人企業統計調査等において、各調査期の未回答法人に対し、電話・葉書などにより調査への協力を依頼し、調査統計への理解が深められるよう努めている。【財務省】</li> <li>○ 調査対象者に対し、調査の趣旨等を説明の上、調査依頼をしているが、非協力的な場合は重ねて説明して調査票の提出を促すなど理解が得られるよう努めている。【厚生労働省】</li> <li>○ 調査への協力が得がたい場合、現場の職員が非協力者の下に直接出向くなどにより調査の趣旨や調査結果の利活用例などを説明し、調査への理解が得られるよう努めている。【農林水産省】</li> <li>○ 経済産業省では、非協力者の提出促進を図るため、毎年、「調査票提出促進運動」を実施している。平成24年度においては、経済産業省、経済産業局、都道府県において非協力状態である約3,400事業所に対して、電話・訪問等による提出の督促を行った。その結果、約800事業所(非協力状態事業所に占める割合約24%)から、調査票の提出に向けた意思表示を得た。<br/>非協力状態である約3,400事業所のうち、特に協力要請を重点的に行う必要がある約380事業所への督促結果についてみると、約150事業所(非協力状態事業所に占める割合約39%)において未提出状況の改善が図られ、非協力事業所全体を大きく上回る成果となった。【経済産業省】</li> <li>○ 調査対象者へ調査依頼を行う際には、調査の趣旨や調査結果の公表、また、調査の活用事例等について提示しており、非協力者には、上述のような事項を説明し、調査への協力を重ねて促すなど、統計調査の円滑な実施に努めている。また、「統計に対する国民の理解増進に関するワーキンググループ」でまとめられた行動指針等も参考として、統計調査への理解が得られるよう努めている。【国土交通省】</li> </ul> | 継続実施        | —               |
|              | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成24年度統計指導者講習会の参加者に対して、統計研修所の研修を周知するとともに、都道府県統計主管課に対して、関係する学校、教員等への周知協力を依頼。</li> <li>○ 上記統計指導者講習会において、小学校、中学校及び高等学校別に統計教育の事例報告を実施するとともに、統計教育の実践方法等に関する班別討議、総務省統計局のデータを活用した実践事例(実践講習)を実施するなど、研修内容を充実。</li> <li>○ 統計研修所では、平成24年8月に、千葉県内の高等学校の数学担当教員に対する研修を実施した。</li> <li>○ 教員に対し統計研修所の研修の周知を図るため、文部科学省の協力を得て、「平成25年度統計研修所の案内」リーフレットを、各都道府県教育委員会に配布。</li> </ul>  | 継続実施        | —               |



| 昨年度の統計委員会の評価 | 平成24年度中の検討状況又は進捗状況  | 実施済・実施予定等の別 | 平成25年度中の見込み、課題等  |
|--------------|---|-------------|--|
|              | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「統計に対する国民の理解増進に関するワーキンググループ」において、具体的方策の検討を行い、「統計調査に対する国民の理解増進のための行動指針」に検討した具体的方策を平成25年1月31日付けで追記した。</li> </ul>   | 実施済         | —  |
|              | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学習指導要領の改訂に併せて、高校生向け学習サイト「なるほど統計学園高等部」を作成した。(平成25年4月5日公開)</li> <li>○ 小・中学生向けサイト「なるほど統計学園」及び先生向けサイトについては、内容を随時更新している。【以上総務省】</li> <li>○ 統計学習に関する情報提供や、他省等が運営している児童・生徒向け統計学習サイトを紹介するページを作成し、既存のこども向けページ等に掲載した。【厚生労働省】</li> <li>○ キッズページにおける今後のコンテンツ拡充に際して利用者のニーズを反映させるため、小学生から教育関係者を始めとした大人までを対象とした、キッズページに関するアンケートサイトを設置した。【経済産業省】</li> </ul>  | 継続実施        | —  |
|              | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各府省において二次的利用に関する年度計画を策定し、ホームページを通じて公表を行った。</li> <li>○ 総務省(政策統括官)では、各府省において公表された年度計画に基づき、概要として一覧表に取りまとめ、ホームページを通じて公表を行った。</li> <li>○ 平成24年度中に、国の行政機関が新たにオーダーメイド集計の利用対象とした統計調査は、1調査(木材統計調査(農林水産省))であった。また、匿名データの提供を新たに開始した統計調査はなかったが、国勢調査に係る匿名データの作成について、統計委員会において審議され、調査客体の匿名性及び学術研究等における有用性がおおむね確保されるものと認められることから、適当であるとされた(国勢調査の匿名データについては平成25年中の提供開始を予定している。)</li> <li>○ 二次的利用のニーズに対応するため、各府省において予算・定員等の統計リソースの適切な確保及び有効活用に取り組んでいる。</li> <li>○ オーダーメイド集計に関しては13調査、匿名データの提供に関しては5調査について、各府省からの委託を受けて統計センターが業務を実施している。</li> <li>○ 有識者からなる「統計データの二次的利用促進に関する研究会」を開催し(関係府省等はオブザーバー参加)、オンサイト利用を可能とする環境整備に向けた検討(論点整理等)を行った。</li> </ul> | 継続実施        | —  |
|              | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「統計データの二次的利用促進に関する研究会」を3回開催し、調査票情報の提供、オーダーメイド集計並びに匿名データの作成及び提供の将来の在り方について検討するとともに、統計データ・アーカイブについても、期待される機能(収集・整理・保管、統計機関相互のデータ共有・連携、ユーザーへの提供)の各々の視点ごとに論点の絞り込みを進めることとした。<br/>また、平成23年度に引き続き、統計データ・アーカイブの整備に関する国外の政府統計機関等による取組事例を調査し、調査結果について上記研究会における審議に活用した。</li> </ul>  | 実施可能        | 引き続き、「統計データの二次的利用促進に関する研究会」において、統計データ・アーカイブに係る論点の絞り込みを行い、平成25年度末までに一定の結論を得る。 |

| 項 目   | 具体的な措置、方策等  | 担当府省 | 実施時期               |
|---|---|------|--------------------|
| 第3<br>4 統計データの<br>有効活用の推進<br>(2) 統計データ・<br>アーカイブの整<br>備 | ○ 上記アの検討会議において、統計データ・アーカイブの入力<br>データに活用する調査票情報等を各府省が適切に保管できるよ<br>うにするため、各府省の基幹統計調査に係る調査票情報、匿名<br>データ、調査概要書類、符号表等の保管方法等を内容とする調<br>査票情報等の保管に関するガイドラインを策定する。 | 総務省  | 平成22年度ま<br>でに実施する。 |
| イ 調査票情報等<br>の保管方法                                       | ○ 上記ガイドラインに基づき、所管の基幹統計調査に係る調査票<br>情報、匿名データ、調査概要書類、符号表等を適切に保管す<br>る。   | 各府省  | 平成23年度から<br>実施する。  |
|   | ○ 上記の取組を支援する観点から、統計センターが各府省からの<br>調査票情報、匿名データ等の保管の委託の受け皿となる体制を<br>整備するよう必要な措置を講じる。  | 総務省  | 平成23年度ま<br>でに実施する。 |

| 昨年度の統計委員会の評価   | 平成24年度中の検討状況又は進捗状況  | 実施済・実施予定等の別 | 平成25年度中の見込み、課題等 |
|----------------|---|-------------|-----------------|
| 実施済は妥当。        | (This cell is empty in the original image)  |             |                 |
|                | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「調査票情報等の管理及び情報漏えい等の対策に関するガイドライン」の内容について、内部規程に従い適切に実施している。【総務省】</li> <li>○ 当該ガイドラインに基づき、適切に対応している。【財務省】</li> <li>○ 文部科学省においては、平成23年10月に策定した「調査票情報等を適正に管理するためのマニュアル」に基づき、適切に対応している。【文部科学省】</li> <li>○ 調査票情報等については、統計情報部における調査票情報等の管理要領等に基づき適正に管理されている。【厚生労働省】</li> <li>○ 総務省のガイドラインを受け、調査票情報等の管理等に関する内部規定を策定し、適正に管理している。【農林水産省】</li> <li>○ ガイドラインに基づき、経済産業省としての調査票情報の管理に関する規定により、適切な情報管理を行っている。【経済産業省】</li> <li>○ 情報セキュリティポリシーを含めた関係法令等も踏まえ、適切に対応している。【国土交通省】</li> </ul> | 継続実施        | —               |
| 今後とも継続的な取組が必要。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 総務省では統計センターの第2期中期目標において、調査票情報の二次的利用を効率的かつ効果的に行うため、国勢調査等及び国の行政機関から事務の委託を受けた統計調査について調査票情報及び匿名データの集積・保管を行う統計データアーカイブを構築し、運営する準備を行うとともに、統計法施行後は統計データアーカイブを適切に運営する旨、指示している。<br/>平成24年度は、第3期中期目標を策定しており、その中で第2期と同様、統計センターで統計データアーカイブを適切に運営する旨の指示をしている。<br/>統計センターでは、中期目標に従って、平成21年4月から、オーダーメイド集計、匿名データ等の作成・提供のほか、各府省の統計調査の調査票情報、匿名データ等を保管・蓄積する統計データアーカイブの運営を行っている。</li> </ul>  | 継続実施        | —               |

| 項 目  | 具体的な措置、方策等   | 担当府省                  | 実施時期                              |
|--|--|-----------------------|-----------------------------------|
| 第3<br>5 その他<br>(1) 政府統計共同利用システムの活用等による府省間でのデータ共有や提供の推進 | ○ 最適化計画に基づき、以下の事項を実施する。<br>・ 統計センターが運用管理している共同利用システム等を活用し、府省間でのデータ共有や提供を推進する。<br>・ 最適化計画の実施評価報告書の作成等を通じて、同計画に基づく各種の取組の進捗状況について、毎年度フォローアップを着実に実施し、最適化計画や共同利用システムに関する諸課題の的確な把握を行い、必要に応じ同計画の見直しを行う。 | 各府省                   | 平成21年度から実施する。                     |
| 5 その他<br>(2) 研究開発の推進(情報通信技術の利活用等)と学会等との連携強化            | ○ 経済産業省、日本銀行、大学、統計関連学会等の協力も得て、加工統計の処理のための共同研究体を形成し、国民経済計算等の加工統計の作成方法など、高度な情報通信技術の利活用による様々な加工統計作成や統計の高度利活用のための研究開発を推進する。<br>○ 統計に係る研究開発について、総合科学技術会議、統計関連学会等に対し協力を要請する。                           | 内閣府<br><br>内閣府(統計委員会) | 平成21年度から実施する。<br><br>平成21年度に実施する。 |

| 昨年度の統計委員会の評価 | 平成24年度中の検討状況又は進捗状況   | 実施済・実施予定等の別 | 平成25年度中の見込み、課題等 |
|--------------|--|-------------|-----------------|
|              | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 最適化計画の実施状況のフォローアップを実施し、統計表管理システムへの登録状況について把握し登録作業を実施している。</li> <li>○ 政府統計共同利用システムを活用し、府省間でのデータ共有や提供を推進した。【以上内閣府】</li> <li>○ 当庁で行っている統計の一部を政府統計共同利用システムに載せており、府省間でのデータ共有や提供を図っているとともに、その活用状況について毎年度フォローアップを行い、的確な現状把握に努めている。【警察庁】</li> <li>○ 政府統計共同利用システムにおいて各府省のデータを共有、提供。統計表は累計50万1,000件を登録(平成25年3月末現在)。</li> <li>○ 政府統計共同利用システムの利用の推進により、平成24年度中の統計表へのアクセス数は約4000万件。</li> <li>○ 平成23年度最適化実施評価報告書をCIO連絡会議で決定(平成24年9月)。同報告書の評価に基づき、各府省へヒアリング等を行いつつ、一層の取組を働きかけるなどフォローアップを実施。【以上総務省】</li> <li>○ 最適化計画に基づき、政府統計共同利用システムにおける統計表データの共有、提供を継続している。【法務省】</li> <li>○ 最適化計画に基づきデータ提供を進めているなど、同計画のフォローアップを実施。【文部科学省】</li> <li>○ 平成21年6月末をもって厚生労働省統計表データベースに蓄積されていた統計表データを政府統計共同利用システムの統計表管理システムに移行し、政府統計の総合窓口(e-Stat)のポータルサイトから一元的に提供することにより、同サイトを通じた府省間でのデータ共有や提供を図っている。<br/>また、最適化計画に基づいたフォローアップを実施するとともに、「統計調査等業務の業務・システム最適化計画簡易マニュアル」(平成23年度作成)を更新し、省内担当者への周知徹底に努めた。【厚生労働省】</li> <li>○ 最適化計画に基づき、政府統計共同利用システムの活用を推進するとともに、同計画に基づいた各種取組の進捗状況について、フォローアップを実施。【農林水産省】</li> <li>○ 公表した統計表(結果表)について、政府統計共同利用システムの「統計表管理システム」への登録作業及び基幹統計の統計表データについて、「統計情報データベース」への登録作業を継続して進めた。【経済産業省】</li> <li>○ 最適化計画に基づくデータ提供等、同計画に準拠した対応を行っているところ。【国土交通省】</li> </ul> | 継続実施        | —               |
|              | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 内閣府経済社会総合研究所や東京工業大学などによるワークショップ「『統計加工・集計の新たな手法と設計について』SNA統計の事例を中心に」の開催(平成22年4月開催)等、これまでに得られた知見等を元に、引き続き推計業務の効率向上に向けた研究開発等を進めている。</li> </ul>   | 継続実施        | —               |
|              | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成21年度に統計の品質評価に係る研究開発について、統計委員会から日本品質管理学会に協力要請を行ったところ、平成22年度に当該学会において「統計・データの質マネジメント研究会」が設置され、研究が進められている。</li> </ul>  | 継続実施        | —               |

| 項 目   | 具体的な措置、方策等   | 担当府省       | 実施時期          |
|---|--|------------|---------------|
| 第3<br>5 その他<br>(2) 研究開発の<br>推進(情報通信<br>技術の利活用<br>等)と学会等との<br>連携強化 | ○ 公的統計の作成方法に関する調査、研究及び開発の実施に当たって、学会等の有識者の知見をより幅広く活用する観点から、総合科学技術会議や関係学会等とも連携し、公募型や競争型による研究等を推進するとともに、これらの研究結果をインターネット上で公開するなどして、情報共有を図る。また、関係学会等から公的統計の整備や提供に資する研究に協力を求められた場合、関係資料の提供を含め可能な限り対応する。 | 各府省        | 平成22年度から実施する。 |
|   | ○ 統計利用者との意見交換の場を活用し(3(1)参照)、上記各府省と学会等との連携強化を支援するとともに、公的統計の整備・提供等に当たって有用と考えられる研究課題を、関係学会等を通じて周知するなどして、学会等の有識者による研究の推進を促す。   | 内閣府(統計委員会) | 平成21年度から実施する。 |
|   | ○ 統計の中核を担う人材の育成を図る観点から、大学及び大学院の講義等を活用するとともに、大学等との間で研修講師の相互派遣等を通じて連携を強化する。  | 各府省        | 平成22年度から実施する。 |

| 昨年度の統計委員会の評価 | 平成24年度中の検討状況又は進捗状況  | 実施済・実施予定等の別 | 平成25年度中の見込み、課題等 |
|--------------|---|-------------|-----------------|
|              | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 統計の作成方法に関する調査・研究等に当たり、有識者と連携を図っている。【内閣府】</li> <li>○ 統計研修所において、外部有識者(大学教授等)と統計の高度利用に関する共同研究を実施しており、平成24年度は、我が国の住宅保障に関する応用統計研究、就業行動・生活行動における年齢・世代特性の実証研究等、6件の共同研究を実施。<br/>研究成果は、リサーチペーパーとして取りまとめ、ホームページにて逐次公表。【総務省】</li> <li>○ 学識経験者で構成される「法人企業統計研究会」及び「法人企業景気予測調査に関するワーキンググループ」を開催し、知見を活用している。【財務省】</li> <li>○ 平成22年度より、外部有識者で構成される「厚生労働統計の整備に関する検討会」を開催し、知見を得ている。<br/>また、社団法人日本品質管理学会が主催する統計の品質評価に関する研究会に参加している。【厚生労働省】</li> <li>○ 「農林業センサス研究会」を実施し2015年農林業センサスの企画・検討に、有識者の知見を活用している。【農林水産省】</li> <li>○ 「商業動態統計調査の推計方法等の改善に関する調査研究会」等を実施し、学会等の有識者の知見を活用している。引き続き公的統計の作成方法に関する調査、研究・開発のための対応を行っていく。</li> <li>○ EU各国統計局やOECDからの支援を受けるプロジェクトの中の、「世界産業連関データベース」の会議開催に際し、有識者と共同論文を執筆・提出した。【以上経済産業省】</li> </ul>  | 継続実施        | —               |
|              | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成21年度に統計の品質評価に係る研究開発について、統計委員会から日本品質管理学会に協力要請を行ったところ、平成22年度に当該学会において「統計・データの質マネジメント研究会」が設置され、研究が進められている。<br/>研究会の取組については、平成24年4月20日開催の第55回統計委員会において報告が行われた。</li> </ul>  | 継続実施        | —               |
|              | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 職員の統計関連業務に必要な知識・技術の習得については、総務省や内閣府経済社会総合研究所で行われている研修の受講などにより対応している。【人事院】</li> <li>○ 内閣府経済社会総合研究所において実施している統計関係研修に延べ5名の大学教授を招へいた。【内閣府】</li> <li>○ 職員を大学に派遣・出向し、「統計調査論」の講義等を実施。</li> <li>○ 平成24年度に実施した研修において大学等から講師を招へいし、講義を実施(28コース、外部講師延べ97名)。</li> <li>○ カナダ統計局及びイギリス国家統計局からの来訪者によるビジネスレジスターに関する講演会を開催。【以上総務省】</li> <li>○ 大学の研究者等を統計調査主管課の統計調査協力者として委嘱し、助言等を受けている。【文部科学省】</li> <li>○ 平成24年度においても、省内における統計基礎研修の実施、統計解析(民間主催のSPSS、SAS)研修、内閣府経済社会総合研究所主催の研修等に参加させ、統計職員の人材育成を行った。【厚生労働省】</li> <li>○ 統計の中核を担う人材育成の観点から、現在、農林水産省の研修において、大学の教授等を講師として招き、講義いただくとともに、大学からの依頼に応じ、当省職員を講師として派遣した。【農林水産省】</li> <li>○ 経済産業省が行う研修において、大学教授等に講師として協力いただくとともに、大学からの講師派遣の依頼に応じて当省職員を派遣している。また、大学職員を非常勤職員として省内統計部局に迎えており、今後も相互の派遣を通じて連携を強化していく。【経済産業省】</li> </ul> | 継続実施        | —               |

| 項 目                       | 具体的な措置、方策等  | 担当府省           | 実施時期          |
|---------------------------|---|----------------|---------------|
| 第3<br>5 その他<br>(3) 統計の中立性 | ○ 上記3(2)のガイドラインを踏まえ、調査方法などの統計の作成過程についてインターネット上等で公表する。   | 各府省            | 平成22年度から実施する。 |
|                           | ○ 公表期日前の基幹統計について、事前情報の共有範囲等を内規として定め、公表する。   | 各府省            | 平成22年度から実施する。 |
| 第4<br>1 基本計画の進捗管理・評価等     | ○ 「基本計画推進会議」(仮称)を開催し、基本計画に掲げた施策を府省間で密接な連携を図りつつ推進するために必要な連絡、調整及び検討を行う。   | 各府省            | 平成21年度から実施する。 |
|                           | ○ 総務大臣は、毎年度、基本計画の実施に関する各府省の前年度の取組を取りまとめ、統計法第55条第2項に基づく施行状況報告として、統計委員会に報告する。また、統計委員会は、基本計画に掲げられた施策のうち重点的な課題について、必要に応じて関係府省から取組状況に関する報告を求める。<br>○ 統計委員会は、上記報告を踏まえ、統計リソースの確保も含めて当該施策の取組状況について、統計利用者のニーズ等を勘案しつつ客観的な評価・検証を行った上で、必要に応じて関係府省に対し取組の再検討、見直し、促進等のために統計法第55条第3項に規定する意見(以下「意見」という。)を提示する。 | 内閣府(統計委員会)、総務省 | 平成22年度から実施する。 |

| 昨年度の統計委員会の評価       | 平成24年度中の検討状況又は進捗状況  | 実施済・実施予定等の別 | 平成25年度中の見込み、課題等 |
|--------------------|---|-------------|-----------------|
|                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 最適化計画別紙5「統計に係るホームページの共通メニュー及び共通掲載項目」に基づき、調査結果等を公表した。【人事院】</li> <li>○ 「統計の品質保証に関するガイドライン」及び最適化計画の別紙5「統計に係るホームページの共通メニュー及び共通掲載項目」に基づき、品質表示の実施計画を策定し、表示事項の見直しを実施している。【総務省】</li> <li>○ 犯罪被害実態(暗数)調査の結果を平成25年3月に「法務総合研究所研究部報告」として発刊した。【法務省】</li> <li>○ 「統計の品質保証に関するガイドライン」を踏まえ、調査方法などの統計の作成過程について、ホームページに順次掲載している。【厚生労働省】</li> <li>○ 「統計の品質保証に関するガイドライン」を踏まえた品質表示の取組を一般統計調査にも拡大した。【農林水産省】</li> <li>○ 省内統計実施課室に対し、定量的観点を取り入れた品質評価の実施を依頼するとともに、実施計画の策定及びHPへの掲載依頼についても合わせて依頼した。【経済産業省】</li> <li>○ 「統計の品質保証に関するガイドライン」を踏まえ、品質表示の取組を進めている。【国土交通省】</li> </ul> | 継続実施        | —               |
| 実施予定のものを除いて実施済は妥当。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「産業連関表の公表期日前統計情報等の共有範囲等に関する要領」について定め、公表期日前統計情報等を知り得る者の範囲について、ホームページにおいて公表した(平成24年12月)。【総務省】</li> </ul>   | 実施済         | —               |
|                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成24年度の「公的統計基本計画推進会議」(平成21年4月23日付け各府省統計主管部局長等会議申合せにより設置)については、以下のとおり、平成24年6月(第8回)及び平成25年2月(第9回)の計2回開催し、各府省間で情報共有・調整等を行った。<br/> <ul style="list-style-type: none"> <li>《第8回会議(平成24年6月)》</li> <li>平成23年度統計法施行状況報告の公表及び統計委員会への報告に当たり、当該報告のうち、基本計画に掲げられた措置・方策についての検討状況・推進状況に係る取りまとめ部分について、各府省間から検討状況・進捗状況のポイントについての説明がなされ、情報共有するとともに合意形成。</li> <li>《第9回会議(平成25年2月)》</li> <li>平成24年度統計法施行状況報告は基本計画関連事項を5月、その余を含めた全体版を6月の統計委員会に報告することについての合意形成と基本計画の変更についての留意点についての説明を行い、各府省間で情報共有等を実施。</li> </ul> </li> </ul>   | 継続実施        | —               |
|                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 基本計画に掲げられた措置・方策に関する各府省の平成23年度の検討状況・進捗状況については、平成23年度統計法施行状況報告の一部として平成24年4月下旬までに各府省から報告を求め、その結果を取りまとめの上、平成24年6月14日開催の第56回統計委員会において報告。【総務省】</li> <li>○ 平成24年6月に総務大臣から平成23年度統計法施行状況報告を受けた後、当該法施行状況について、重点的な審議課題を中心に審議するとともに、基本計画の取組状況に関する各府省の自己評価について精査し、必要に応じて関係府省から取組状況に関する報告を求めた。審議結果については、平成24年9月に「平成23年度統計法施行状況に関する審議結果報告書」としてとりまとめ、今後の施策の方向性等についての基本的な考え方、関係府省が協力して推進することが必要と考えられる府省横断的な重要事項等を示した。【内閣府(統計委員会)】</li> </ul>  | 継続実施        | —               |

| 項 目  | 具体的な措置、方策等   | 担当府省                    | 実施時期                               |
|--|--|-------------------------|------------------------------------|
| 第4<br>1 基本計画の進捗管理・評価等                              | <p>○ 総務大臣から基幹統計に関する諮問を受けた際、基幹統計の作成方法等について基本計画別表に掲げられた措置との整合性を確認し、必要に応じ、諮問対象の基幹統計については総務大臣に対する答申を通じて、また、当該基幹統計に関連する統計についてはフォローアップの一環として関係府省に提示する意見を通じて、整合性を確保する。</p> <p>○ 関係府省に対し意見を提示するに当たっては、学会等の有識者とも連携し、調査審議に資するための調査研究を必要に応じて実施する。</p> | 内閣府(統計委員会)              | 平成22年度から実施する。                      |
| 別紙<br>1 指定統計から基幹統計に移行する統計の整備(2) 統合(共管)に向けて検討する基幹統計 | <p>【薬事工業生産動態統計調査、牛乳乳製品統計、木材統計、経済産業省生産動態統計、造船造機統計、鉄道車両等生産動態統計調査】</p> <p>これら製造業の生産動態に関する統計については、府省横断的な生産動態に関する統計(生産動態統計(仮称))を一つの基幹統計とし、その下で、それぞれ独自の調査項目を活かしつつ、他省と調査項目、用語等の統一を図った上で、各省それぞれが所管する生産動態統計調査を実施する体系への再編を検討する。</p>                  | 厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省 | 平成21年度早期に所要の検討を開始し、平成25年度までに整備を図る。 |

| 昨年度の統計委員会の評価 | 平成24年度中の検討状況又は進捗状況  | 実施済・実施予定等の別 | 平成25年度中の見込み、課題等                           |
|--------------|---|-------------|---|
|              | <p>○ 総務大臣から基幹統計に関する諮問を受けた際、基本計画別表に掲げられた事項との整合性について確認し、必要に応じて、答申の中に反映させている。平成24年4月～平成25年3月末に答申を行った事項のうち、具体例は以下のとおり。</p> <p>■ 諮問「国民生活基礎調査の変更について」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>基本計画別表において、「国民生活基礎調査の所得票及び貯蓄票を用いた調査結果の都道府県別表章が可能となるよう、これらの調査票の標本規模を拡大すること等について検討する」とされていることを踏まえ、これらに関する検討結果（試験調査の検討等）について、「基本計画への指摘への対応として評価する」との答申をした。</li> </ul> <p>■ 諮問「住宅・土地統計調査の変更について」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>基本計画別表において、「住宅・土地に関する統計体系について検討する。なお、この検討に当たっては、①住宅・土地統計調査と国勢調査との関係や在り方の見直し、②住宅・土地統計調査への住生活総合調査の統合の是非、③住宅や土地の外形面だけでなく、価格、購入者、世帯の収入構造等の把握などの観点を踏まえる。」とされていることを踏まえ、これらに関する検討結果（集計上の工夫を図ること、地方公共団体等の事務負担軽減措置の実施等）については「基本計画への指摘への対応として評価する」、又は「妥当」との答申をした。</li> </ul> <p>■ 諮問「漁業センサスの変更及び漁業センサスの指定の変更（名称の変更）について」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>基本計画別表において、「漁業センサスへの漁船登録データの活用（中略）など、統計委員会の答申において検討することとされた統計調査については、答申に基づき行政記録情報等の積極的な活用を検討する。」とされていることを踏まえ、調査対象名簿の作成時に、都道府県が保有する漁船登録データを活用できるようにすることについて、「適当」との答申をした。</li> </ul> | 継続実施        | —   |
|              | <p>○ 行政記録情報等の活用などについて、平成22年度統計法施行状況に関する審議の過程において、事務局を通じて各府省の個別の取組について調査・分析し、その結果を、「平成23年度統計法施行状況に関する審議結果報告書」の中で取りまとめるなど、引き続き調査研究を実施した。</p>  | 継続実施        | —   |
|              | <p>○ 平成23年度に開催された、「生産動態統計の整備に関する検討会」（平成22年2月に関係4省により設置）のワーキンググループにて取りまとめられた以下について、実施に向けた準備を行った。<br/>[平成26年1月調査分より実施]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>「生産」「出荷」「在庫」について各調査共通の調査事項と定め、その他主な調査事項の定義を統一。</li> <li>「生産」「出荷」「在庫」について各調査共通の集計様式を「生産動態統計（共通集計表）」として定め、e-Stat上に掲載。</li> <li>「生産動態統計（共通集計表）」とは別に、各調査における既存の集計結果は存続して公表。</li> </ol>  | 実施予定        | 平成26年1月調査分からの「生産動態統計（共通集計表）」をe-Statに掲載予定。 |

| 項目   | 具体的な措置、方策等  | 担当府省      | 実施時期                                    |
|--|---|-----------|---|
| 別紙<br>1 指定統計から<br>基幹統計に移行<br>する統計の整備<br>(3) 一定の検討<br>を行う基幹統計 | <p>【民間給与実態統計、地方公務員給与実態調査】</p> <p>民間給与実態統計は、民間企業における年間の給与支給及び所得税の源泉徴収等の実態について給与階級別、事業所規模別、企業規模別等に把握する統計であり、租税収入の見積り、租税負担の検討及び税務行政運営等に不可欠な統計である。</p> <p>また、地方公務員給与実態調査は、約300万人に及ぶ地方公務員の給与実態を把握する統計であり、地方公務員と国家公務員の給与水準を比較したラスパイレス指数を作成するなど、地方公務員の給与に関する制度や運用の基礎資料として活用されるほか、地方財政計画の作成等に活用されており、地方行財政運営等に不可欠な統計である。</p> <p>これら二つの統計については、人事院が実施する国家公務員給与等実態調査と併せて、労働・雇用統計の体系的整備の観点から、総務省が関係府省の協力を得て、その位置付けに関して検討を行う。なお、この検討に当たっては、給与制度の変更等への対応に係る機動性の確保に留意する。また、これら三つの統計は、それぞれ対象や目的が異なっており、調査として統合することは適当ではなく、また、現状の調査・公表の時期を変更することが極めて困難であることに留意する。</p> | 総務省       | 平成21年中に結論を得る。                           |
|  | <p>【船員労働統計】</p> <p>船員労働統計は、船員が陸上労働者とは異なり、労働時間や休日等の労働環境について、労働基準法(昭和22年法律第49号)ではなく船員法(昭和22年法律第100号)が適用されるという特殊性を有していることから、こうした船員の報酬や雇用等の実態を把握する統計として、昭和32年以降作成されている。しかし、昨今、我が国の海運をめぐる状況は大きく変化しており、例えば、昭和49年には、約28万人であった船員数は、平成18年には、約8万人と大きく減少している。</p> <p>他方、毎月勤労統計調査、賃金構造基本統計など、労働の需要側(企業・事業所)の主要統計においては、現在、対象となる労働者から船員が除かれており、本統計が単純に欠落してしまうことは、統計の体系的整備の観点からは問題がある。</p> <p>このため、労働・雇用統計の体系的整備の観点から、総務省は、関係府省の協力を得て、本統計の位置付けに関して検討を行う。</p>   | 総務省       | 平成21年中に結論を得る。                           |
| (4) 基幹統計から除外する統計   | <p>【埋蔵鉱量統計】</p> <p>本統計は、昭和25年8月に指定統計として指定され、平成16年から5年周期の調査として実施されてきているが、その重要性が低下してきていることから、今後、基幹統計調査として実施する必要性に乏しく、一般統計調査として実施することが適当である。</p>   | 経済産業省     | 平成22年度以降に到来する調査の実施時期までに措置する。            |
| 2 新たに基幹統計として整備する統計   | <p>【現在推計人口(加)】</p> <p>現在推計人口は、国勢調査の合間の時点について、月別、年次別に推計される人口統計であって、全国人口については、国勢統計、人口動態調査、外国人統計及び国際人口移動統計を用いて、都道府県別人口については、それらに加えて国内人口移動統計を用いて作成される加工統計であり、各種政策を策定する上での基礎データや(人口当たりの)統計指標の分母人口として活用されている。</p> <p>なお、統計の体系的整備等の観点から、本統計を基幹統計として、外国人統計、人口移動統計等の関連する人口統計との連携や精度の向上等を図る。</p>  | 総務省       | 平成23年度までの整備に向けて、平成22年度から所要の準備を開始する。     |
|  | <p>【産業連関表(基本表)(加)】</p> <p>総務省始め10府省庁の共同作業として作成されている産業連関表(基本表)は、我が国の経済構造を明らかにする基礎的な統計として、また生産波及効果等を分析する手段として、あるいは国民経済計算の基準改定や企業向けサービス価格指数等の基礎資料等として重要な役割を果たしている。</p>   | 総務省等10府省庁 | 次回産業連関表(基本表)の整備に向けて、平成21年度から所要の準備を開始する。 |

| 昨年度の統計委員会の評価    | 平成24年度中の検討状況又は進捗状況   | 実施済・実施予定等の別 | 平成25年度中の見込み、課題等  |
|-----------------|--|-------------|--|
| 実施済は妥当。         | (This cell is empty in the original image)   |             |  |
| 次年度以降の審議の対象とする。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 船員労働統計を所管する国土交通省、及び毎月勤労統計調査、賃金構造基本統計を所管する厚生労働省の協力を得て、検討を行った。</li> <li>○ 船員労働統計については、従前同様、船員労働統計調査に基づいて作成される独立した統計として扱うことが、統計の内容としても明確であり、合理的であるとの結論を得た。なお、船員に関する統計と陸上労働者に関する統計の一体的な利用については、一定の対応がなされていると考えられる。</li> <li>○ なお、この方針については、内閣府統計委員会における平成21年度統計法施行状況審議でも、特段の指摘はなかった。</li> </ul> | 実施済         | —  |
|                 | ○ 平成21年度まで基幹統計調査として実施。平成25年3月29日の告示をもって統計法第2条第4項第3号の規定による基幹統計の指定から解除された。   | 実施済         | —  |
|                 | ○ 基本計画決定後に行われた住民基本台帳法改正に伴い、新たに外国人住民の登録が平成24年7月以降順次行われるなど、人口推計の方法等に関連する制度の変更がなされることから、その状況を踏まえつつ、基幹統計化の検討を進めることとした。   | 実施可能        | 基幹統計化の検討については、人口推計の方法等に関連する制度の変更がなされることから、その状況を踏まえる必要がある。したがって、基幹統計化については今後も引き続き検討を行うこととしているが、この検討は当該状況が明らかになってから行うものであり、検討の実施時期について現時点で明言することは困難。 |
| 実施済は妥当。         | (This cell is empty in the original image)   |             |  |

| 項目                       | 具体的な措置、方策等  | 担当府省  | 実施時期   |
|--------------------------|---|-------|--|
| 別紙<br>2 新たに基幹統計として整備する統計 | <p>【完全生命表／簡易生命表(加)】<br/>国勢統計、人口動態調査及び現在推計人口を加工し、国民の生存、死亡、健康及び保健状況を集約的に示す指標として作成される加工統計であり、国内の医療及び保健政策の基礎資料として重要であるとともに、健康に関する国際比較指標としても用いられている。</p>   | 厚生労働省 | 平成22年度までの整備に向けて、平成21年度から所要の準備を開始する。            |
|                          | <p>【社会保障給付費(加)】<br/>ILOが国際比較上定めた社会保障の基準に基づいて、社会保険、公衆衛生サービス、公的扶助、社会福祉制度等の給付等に関する各種の統計を用いて作成される社会保障給付に関する最も基本的な統計であり、福祉・社会保障全般を総合的に示す指標として位置付けられる。福祉・社会保障に関する各種施策に活用されるほか、福祉・社会保障の分野で研究者等に広く利用されている。<br/>なお、統計の体系的整備等の観点から、本統計を基幹統計として、関連する各種業務統計等との連携や精度の向上等を図る。</p>   | 厚生労働省 | 別表の第2の2(3)及び(4)に掲げられた課題の検討状況を踏まえ、できるだけ早期に整備する。 |
|                          | <p>【鉱工業指数(加)】<br/>鉱工業指数は、経済産業省生産動態統計調査の結果等を基に作成される加工統計であるが、我が国の鉱工業の生産、出荷、在庫に係る諸活動を表す重要な指標であり、また生産活動の基調判断、経済活動分析、生産動向や設備投資分析等にも広く利用されている。<br/>基幹統計化に向けて、その範囲を指数系列のどこまでとするかについて検討する。</p>  | 経済産業省 | 平成22年度までの整備に向けて、平成21年度から所要の準備を開始する。            |
| 3 将来の基幹統計化について検討する統計     | <p>【サービス産業動向調査】<br/>調査開始(平成20年7月から)以降3年程度をかけて、調査方法の検討、蓄積したデータに基づいて推計方法、欠測値補完方法等の検討を行った上で、基幹統計化について結論を得る。</p>  | 総務省   | 平成23年度を目途に結論を得る。                               |
|                          | <p>【通信・放送産業基本調査、放送番組制作業実態調査】<br/>経済産業省企業活動基本調査と連携して一元的に実施する。具体的には、企業活動を把握する基幹統計となる企業活動基本統計(仮称)の下に統合して、日本標準産業分類の大分類「G情報通信業」に係る経済産業省と総務省の共管調査として実施し、情報通信業に関する企業活動の統計を整備する。</p>  | 総務省   | 平成22年を目途に実施する。                                 |
|                          | <p>【貿易統計(業)】<br/>貿易統計は、条約(経済統計に関する国際条約、議定書及び附属書並びに1928年12月14日にジュネーブで署名された経済統計に関する国際条約を改正する議定書及び附属書(昭和27年条約第19号))及び関税法(昭和29年法律第61号)第102条に基づき作成されている業務統計であるが、貿易の実態を把握し各国の外国貿易との比較を容易にすることにより、国の経済政策や私企業の経済活動の基礎資料を提供するものであり、物の動きを水際でとらえる統計として、極めて重要な役割を果たしている。<br/>一方、貿易統計の基礎となる輸出入申告については、貿易手続の円滑化の観点から、申告者の負担軽減を考慮した申告事項の削減や国際的統一化等に対応することが不可欠となっている。このため、貿易統計を基幹統計化することについては、このような本来業務への要請と両立し得るかという観点も含めて検討を行う。</p> | 財務省   | 平成21年度から検討を開始する。                               |

| 昨年度の統計委員会の評価  | 平成24年度中の検討状況又は進捗状況  | 実施済・実施予定等の別       | 平成25年度中の見込み、課題等  |
|---------------|---|-------------------|--|
| 実施済は妥当。       |   |                   |  |
|               | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 社会保障給付費の基幹統計としての指定について、平成24年3月16日に統計委員会に諮問され、平成24年4月20日に統計委員会において基幹統計化を適当とする答申が採択された。</li> <li>○ 平成24年7月9日に、基幹統計としての指定の告示済み。</li> </ul>  | 実施済               | —  |
| 実施済は妥当。       |   |                   |  |
|               | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 調査方法の検討、蓄積したデータに基づく推計方法、欠測値補完方法等の検討を行った結果、平成25年1月以降の調査について、一部企業等調査を導入するなど見直しを行った。基幹統計化については当面見送り、見直し後の調査の状況等を踏まえて、引き続き検討することとしている。</li> </ul>  | 実施可能              | 平成25年1月以降の月次調査及び年次調査を着実に実施し、検討のための調査実績を蓄積していく。基幹統計化については、調査実績も踏まえて検討すべき事項であるため、その結論を得る時期について現時点で明言することは困難。 |
| 実施済は妥当（一部のみ）。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 総務省が一般統計調査として実施してきた通信・放送産業基本調査及び放送番組制作業実態調査について、経済産業省企業活動基本調査と連携し、平成22年度から情報通信業分野における企業活動を捉える「情報通信業基本調査」（総務省・経済産業省共管の一般統計調査）として開始。平成23年度調査の結果については、速報結果を平成23年12月20日に、確報結果を平成24年3月23日に公表し、平成24年度調査の調査結果については、速報結果を平成24年10月31日に、確報結果を平成25年3月22日に公表した。</li> <li>○ 基幹統計化については、引き続き検討。</li> </ul>                 | 実施済（一部）及び実施可能（一部） | 基幹統計化については、引き続き検討。   |
|               | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 貿易統計の基礎となる輸出入申告については、貿易手続の円滑化の観点から、申告者の負担軽減を考慮した簡略化への取組が求められているところであり、統計作成の目的で申告項目の追加等の変更を行うことについて、輸出入者等からの理解を得ることは困難である。</li> <li>○ 一方、貿易統計の元データとなる輸出入申告書は、関税法で提出が義務づけられており、貿易統計の元データは100%の入手が担保されている。</li> <li>○ 以上を踏まえて検討を行った結果、貿易統計については基幹統計化のメリットを活用できる状況にはないと考えられることから、現状を維持することが適当との結論を得た。</li> </ul> | 実施困難              | —  |

| 項 目                        | 具体的な措置、方策等   | 担当府省  | 実施時期                               |
|----------------------------|--|-------|------------------------------------|
| 別紙<br>3 将来の基幹統計化について検討する統計 | <p>【食料品生産実態調査、油糧生産実績調査、米麦加工食品生産動態等統計調査】<br/>上記1(2)の府省横断的な生産動態に関する統計(生産動態統計(仮称))を一つの基幹統計として整備し、その下で農林水産省所管の生産動態統計調査として再編を検討する中で、これら3調査を対象とすることについてその可能性を検討する。</p> | 農林水産省 | 平成21年度早期に所要の検討を開始し、平成25年度までに結論を得る。 |
|                            | <p>【エネルギー消費統計調査】<br/>経済産業省特定業種石油等消費統計等との関係整理を行った上で、基幹統計化する方向で検討を行う。その際、基幹統計の範囲について併せて検討する。</p>   | 経済産業省 | 平成23年度までに結論を得る。                    |
|                            | <p>【第3次産業活動指数(加)】<br/>一次統計の整備及び推計手法の高度化によって、精度向上が図られれば、基幹統計化を検討する。</p>   | 経済産業省 | 平成24年度までに結論を得る。                    |

| 昨年度の統計委員会の評価 | 平成24年度中の検討状況又は進捗状況   | 実施済・実施予定等の別 | 平成25年度中の見込み、課題等  |
|--------------|--|-------------|--|
|              | <p>○ 上記1(2)の対応状況を踏まえ、油糧生産実績調査をe-Stat上への掲載等の対象とすることについて、その可能性を検討する。<br/>         なお、食料品生産実態調査及び米麦加工食品生産動態等統計調査については、民間が作成する統計を活用することとし、既に調査を廃止。</p>   | 実施予定        | 上記1(2)の対応状況を踏まえ、検討する。  |
|              | <p>○ エネルギー消費統計調査については、有識者と省内関係課室職員による「エネルギー消費統計検討会」を開催し、問題点、課題等の整理を行い、国連報告データ(温室効果ガス排出量)の算出基礎となる「総合エネルギー統計」への組み込みに向け、調査票改正、調査対象事業所の見直し等データの精緻化を図った。<br/>         今後は、エネルギー基本計画の見直しや、地球温暖化の諸外国情勢などの大きな情勢変化を踏まえつつ、算出基礎方法の変更時期を考慮しながら、引き続き基幹統計化について検討する。<br/>         また、経済産業省特定石油等消費統計調査との関係整理については、調査実施体制の見直しを含めた検討を継続した。</p> | 実施可能        | <p>エネルギー消費統計調査については、「エネルギー消費統計検討会」で明らかとなった諸課題について、各種データによる検証等を行い、総合エネルギー統計への組み込みに向けたデータの精緻化を行う。<br/>         また、経済産業省特定石油等消費統計調査との関係整理についても、引き続き検討する。</p>  |
|              | <p>○ 第3次産業活動指数(3次指数)の基幹統計化に向けた「3次指数の精度向上」については、速確差が比較的大きいデータ系列を中心に推計方法を検証するとともに、速報の公表を早期化するための試行運用を行うなど、精度向上等に向けた取組を実施した。<br/>         ○ 基幹統計化に向けては、今後、27年度に次回基準改定を予定しており、精度向上、ユーザー利便性の向上など統計の有用性の更なる向上を図ることとした。</p>   | 実施可能        | <p>○ 平成25年度から従来より1日公表を早期化し、ユーザーの利便性を向上させる。<br/>         ○ 引き続き、24年度に実施した調査研究の結果を検証し、速確差が比較的大きいデータ系列を中心に推計方法の検証・見直し、採用データの見直しでカバレッジを上げ、精度向上に努める。<br/>         ○ 次回基準改定(27年度予定)に向け、精度や利便性の向上など統計の有用性の更なる向上を図るための検討を行う。</p> |

| 項 目                        | 具体的な措置、方策等   | 担当府省  | 実施時期            |
|----------------------------|--|-------|-----------------|
| 別紙<br>3 将来の基幹統計化について検討する統計 | 【産業連関表(延長表)(加)】<br>一次統計の整備及び推計手法の高度化によって、精度向上が図られれば、基幹統計化を検討する。  | 経済産業省 | 平成24年度までに結論を得る。 |
|                            | 【宿泊旅行統計調査、旅行・観光消費動向調査】<br>観光統計に関する都道府県統一基準の作成、外国人旅行者に関する実態把握の向上等とともに、両調査の改善・充実を図る等により観光統計を体系的に整備することが必要であり、その過程で両調査の基幹統計化について検討する。 | 国土交通省 | 平成22年度までに結論を得る。 |
|                            | 【法人建物調査】<br>密接な関係を有するため調査を同時に実施している法人土地基本統計と統合し、企業の不動産(土地及び建物)ストックを把握する基幹統計とすることを検討する。   | 国土交通省 | 平成24年度までに結論を得る。 |

| 昨年度の統計委員会の評価 | 平成24年度中の検討状況又は進捗状況  | 実施済・実施予定等の別 | 平成25年度中の見込み、課題等  |
|--------------|---|-------------|--|
|              | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 延長表の基幹統計化に向けた「延長表の精度向上」については、前年度に引き続き、平成22年度に実施した有識者による調査研究や内部の勉強会で得られた情報を基に、サービス部門を中心に付加価値部門の推計について、推計方法の見直しを行うなど精度向上を図った。</li> <li>○ 基幹統計化に向けては、基幹統計の要件(統計法第2条第4項第3号)に照らし合わせ、延長産業連関表の基幹統計化に向けての現状整理を行った。</li> </ul>  | 実施可能        | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 延長表単独の精度向上や基幹統計化に向けた適合条件の整理への取組は進んだものの、延長表の精度向上の判断をするためにも、平成17年基準での国民経済計算の年次産業連関表との比較検証作業が必要であり、平成12年基準のデータで実施した比較検証に加え、平成17年基準の国民経済計算の年次産業連関表についても比較検証作業を追加実施するとともに、基幹統計化に向けて整理を行う。</li> <li>○ 国民経済計算の年次産業連関表との整合性の確保に向けて産業構造の変化を取り込み、バランス調整における確定部門情報の追加など、精度向上に向けて推計方法の改善を行う。</li> </ul> |
|              | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都道府県統一基準については、平成21年12月に「観光入込客統計に関する共通基準」を策定し、平成22年度より運用を開始した。また、平成22年度には「訪日外国人消費動向調査」を開始し、外国人旅行者の把握の向上を図っている。</li> <li>「宿泊旅行統計調査」については、平成22年度に従業者10人以上の宿泊施設を対象としていたものを全宿泊施設を対象とする調査に拡充、また「旅行・観光消費動向調査」についても調査対象数(7,500人→25,000人)を拡充する等の、改善・充実を図ってきたところである。</li> <li>平成24年度も「観光統計に関する検討会(国土交通省観光庁が設けた有識者の検討会)」において、両統計の更なる課題・改善策の検討を行った。具体的には「宿泊旅行統計調査」では、オンライン化の導入方策の検討、「旅行・観光消費動向調査」については、推計方法の改善策等の検討を行ったところ。平成25年度にも引き続き検討すべき課題(宿泊旅行統計調査:層化基準の変更の必要性等、旅行・観光消費動向調査:精度設計の変更の必要性等)があり、両統計について更なる検討が必要な状況であることから、現時点では、基幹統計化の検討を進めるべき状況にはないとの結論となった。</li> </ul> | 実施可能        | 両調査について、現時点では基幹統計化の見通しがたっていないため、まずは両調査の利活用状況を踏まえた更なる改善・充実に取り組む。  |
|              | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 法人土地基本調査(基幹統計調査)に「法人建物調査」(一般統計調査)を統合し、法人土地・建物基本調査(基幹統計調査)として実施することについては、平成24年12月21日開催の統計委員会において審議された結果、「統計法第10条各号の各要件(基幹統計の作成目的に照らして必要かつ十分であること、統計技術的に合理的かつ妥当なものであること、他の基幹統計調査との間の重複が合理的な範囲を超えていないこと)のいずれにも適合しているため、変更を承認して差し支えない」との答申がなされ、平成25年2月27日付けで総務大臣より承認された。</li> </ul>  | 実施済         | —  |

